

令和 5 年 3 月 2 日 (木)

於・特許庁庁舎 16 階特別会議室 + Teams 会議室

## 産業構造審議会第 18 回知的財産分科会速記録

特 許 庁

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 出願・審査の現状 .....	3
3. 特許審査の現状と今後の在り方 .....	5
4. 知財エコシステムの協創に向けた取組 .....	18
5. 特許・意匠・商標制度小委員会の報告 .....	38
6. 財政点検小委員会の報告 .....	38
7. 不正競争防止小委員会の報告 .....	38
8. 閉 会 .....	40

## 1. 開 会

○仁科企画調査課長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第 18 回知的財産分科会を開催いたします。事務局を担当いたします、企画調査課長の仁科でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の議事進行につきましては、益分科会長にお願いしたいと思います。早速でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

○益分科会長 皆さん、こんにちは。コロナの中でこの会議もオンラインだったので、これだけ集まるのは久しぶりです。何とぞよろしくお願ひいたします。

本日も多くの議題がございますが、各議題については後ほど事務局より説明をしていただきます。

それでは、議題に移る前に新たな委員の御紹介及び定足数等につきまして事務局からお願ひいたします。

○仁科企画調査課長 益会長、ありがとうございます。

まず初めに、新たに本分科会の委員に就任いただいた方を御紹介いたします。一言御挨拶をお願いしたいと思います。本日はオンラインで参加の委員もいらっしゃいますし、カメラで皆様を映している関係もございますので、御着席のままお手元のマイクのスイッチをオンにしていただきまして、御挨拶いただければと思います。

まず、日本知的財産協会副会長・長澤健一委員。

○長澤委員 皆さん、こんにちは。長澤でございます。初めてこの会に参加させていただきます。ほとんどの方を存じ上げているという状況で、初体験ということで非常に楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

○仁科企画調査課長 ありがとうございました。続きまして、凸版印刷株式会社代表取締役社長・麿秀晴委員。

○麿委員 凸版印刷の麿と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○仁科企画調査課長 ありがとうございます。以上 2 名の方に新たに委員に御就任いただきました。よろしくお願ひいたします。

本日は蘆立委員、竹中委員、田村委員、山田委員がオンラインにて参加でございます。また、遅れて参加される委員もいらっしゃいますが、議決権を有します 17 名の委員のうち過半数を超える委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第 9 条に基づき、本日の分科会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、委員の皆様には事前にお送りしておりますが、議事次第、資料 1~7、参考資料 1~4 がございます。会場の皆様には、お手元のタブレットで御確認いただくことになります。よろしくお願ひいたします。

また、タブレットの使い方が分からぬとかお困りの点ございましたら、挙手いただいたら担当の者が対応させていただくようにいたします。

続いて、議事の公開につきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、一般傍聴及びプレスの方々の傍聴については、ウェブでの傍聴に限って認めております。また、配付資料、議事要旨、今後作成します議事録につきましては、原則として公開いたしますのでよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして濱野特許庁長官から御挨拶をお願いいたします。

○濱野特許庁長官 ただいま御紹介いただきました特許庁の濱野でございます。昨年 7 月から着任しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

益会長はじめ委員の皆様、本日は大変御多忙の折お集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。また、今回新しく委員をお引き受けいただきました長澤様、曇様、厚く御礼を申し上げます。これから何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

知的財産分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

知的財産分科会では、グローバルなビジネス環境が大きく変化する中で、知財行政の在り方について委員の皆様からこれまで多くの御意見、御助言を賜ってまいりました。皆様の御尽力に改めまして心より御礼を申し上げます。

近年、持続可能な社会の実現に向けて、グリーン・トランジションの取組の推進であるとか、一層のデジタル化、グローバル化への対応が求められるなど、我が国を取り巻くビジネス環境は激動の状況下にございます。知的財産を基に人々が互いに、また社会に対して好影響を及ぼし、新たな知や価値が生み出される生態系を「知財エコシステム」として構築するため、益々の貢献を期待しております。

ム」と呼んでございますけれども、その重要性はより一層高まってございます。

その中で世界最速、最高品質の審査を通じて、適切に知的財産権を保護するとともに、様々な取組によりイノベーションの促進を支援する私ども特許庁の役割はますます大きくなっていると考えてございます。

さらに、知財エコシステムによって効果的にイノベーションを促進するには、特許庁がエコシステムのハブとなって、エコシステムに参加する企業、大学等と共に協創する仕組みが加速することが重要と考えてございます。

また、日本政府が2022年をスタートアップ創出元年と位置づけ、昨年11月にスタートアップ育成5か年計画を公表するなど、スタートアップによるイノベーションの創出はこれまで以上に大きな期待が寄せられております。これらスタートアップをはじめ大企業、中小企業において知財や無形資産がより重要な経営資源として認識され、知財経営を定着させながら、知財エコシステムにさらに参加してもらうことも重要でございます。

本日は、知財エコシステムの基盤である特許審査の今後の在り方や、知財エコシステムの協創に向けた特許庁の今後の取組について、皆様から忌憚のない御意見、御議論を頂戴できれば幸いでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○益分科会長 濱野長官、ありがとうございました。

## 2. 出願・審査の現状

○益分科会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。資料2及び資料3を続けて事務局から説明いただいて、その後委員の皆様から御質問や御意見をお伺いしたいと思います。

それでは、資料2、出願及び審査の現状について事務局より報告をお願いいたします。

○仁科企画調査課長 資料2につきまして、企画調査課長・仁科から御説明させていただきます。

各資料右上に資料番号をつけてございます。資料2という資料をご覧いただけますでしょうか。出願・審査の現状でございます。また、各スライドの右下にスライド番号をつけてございますので、そちらの番号にてスライドを特定させていただきます。

まずスライド1をご覧ください。こちらは特許出願数の状況でございまして、2019年ぐらいまで微減できておりましたけれども、ここ3年ほど横ばいの傾向でございます。

スライド 2 に移りまして、審査請求件数でございますが、引き続き横ばいの傾向でございます。

スライド 3 でございますが、国際出願、PCT 出願の状況でございますけれども、2019 年ぐらいまで右肩上がりでございましたが、ここ 3 年ほど横ばいでございます。

スライド 4 でございます。意匠出願の動向でございますけれども、国際出願も含めればほぼ横ばいの状況でございます。

スライド 5 は商標出願の動向でございまして、2017 年ぐらいまで右肩上がりで増えてきておりましたが、その後横ばいになり、今年は前年比より若干減っているという状況でございます。

次、スライド 6 でございますが、日米欧中韓の出願の推移でございます。赤色の折れ線グラフで示しております中国の出願は引き続き増えている傾向にございます。

スライド 7 は PCT 国際出願の各国比較でございますが、こちらも同様に赤い折れ線グラフの中国の出願が非常に増えている傾向でございます。

スライド 8 に移りまして、これは今回の分科会で新たにお示しする資料でございますけれども、二つグラフがございまして、左側が少なくとも 1 か国に出願する出願の数を数えたもの、右側が 2 か国以上に出願されている出願の数を数えたものでございます。こういった比較をいたしますと、左側の方では中国の伸びが大変顕著でございます。右側の方は中国の赤い折れ線グラフの伸びが顕著でございますが、順位としてはまだ下位でございまして、日本とアメリカが 1 位と 2 位という状況でございます。

スライド 9 は意匠出願の国際比較でございます。こちらにつきましても、赤い折れ線グラフの中国の件数が多くございますが、残念なことにピンク色の日本の折れ線グラフは一番下にあるという状況でございます。

スライド 10 に移りまして、商標出願の傾向でございますが、こちらも中国の赤い折れ線グラフの伸びが顕著な状況でございます。

スライド 11 以降、各審査の状況につきまして説明するスライドでございまして、スライド 11 は特許出願の現状でございます。左半分に審査のスピードを表しております、右側に審査の質に関するユーザーの評価につきまして記載しております。こちらの資料につきましては、後ほど御紹介する資料 3 にもございますので、そちらで説明させていただきます。

スライド 12 に移りまして、意匠出願につきまして同様に左側にスピード、右側にユーザ

一による質の評価の結果を記載しております。

スライド 13 は商標についての同様な記載でございますけれども、こちらでは左側に書いてございます審査のスピードの動きが特許、意匠のものと比べてダイナミックになっておりまして、ここ数年出願増がありましたこともあり、審査処理期間が延びてきておりましたが、これを縮めるべく努力しているところでございます。今年度末には上のくすんだ青色の折れ線グラフの数値を 8 か月にまで、黄色の折れ線グラフを 6.5 か月にまで縮める方向で進めているところでございます。

私から以上でございます。

### 3. 特許審査の現状と今後の在り方

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、続けて資料 3 の特許審査の現状と今後の在り方について、事務局より説明をお願いいたします。

○諸岡調整課長 では、資料 3 をご覧ください。特許審査の現状と今後の在り方という資料になってございます。先ほどと同様、右下のページ数で説明させていただきます。

まず、2 ページでございます。このページ、知財立国宣言以来、我々特許庁が行ってきた取組を俯瞰したものでございます。

まず、2004 年からの 10 年間に関しては、当時審査待ち期間が非常に長かったものですから、最初の 10 年間で審査待ち期間を 11 か月にするという目標を掲げてやってきた次第でございます。そのために 500 人規模の任期付といわれる審査官の増員を認めていただきまして、また併せて次のページにも出てまいりますけれども、業務関連のシステムによる効率化ですとか先行技術文献調査を外注する割合を拡大するといったことを行い、政府目標である 11 か月を達成したところでございます。

そして、その次の 10 年間でございますけれども、最初の 10 年間で達成した審査の速度を維持しつつ、さらに審査の品質を向上させるとともに、我が国企業の海外展開に合わせる形で国際展開を強めていったという推移でございます。

3 ページ目は、先ほど触れましたので省略させていただきまして、4 ページ目でございます。こちらは先ほど申し上げました直近 20 年間において、データ上、審査の速さですか審査の品質がどういった経緯をたどってきたかということを示したグラフでございます。

4 ページ目の左側のグラフが審査の速さを示したグラフでございまして、青い折れ線グラ

フ、2013 年に向けて高かったものが下がっていっているというのが見て取れます。また、2013 年以降、審査の速さである青い折れ線グラフはほぼ横ばいということになってございます。若干の増減はあるものの、ほぼ同じ速度を保っているということでございます。

水平になっている 10 年間というのが先ほどのグラフでいう第 2 期、直近の 10 年間に当たりまして、その期間の品質の推移を示したものが 4 ページ目の右側のグラフでございます。右側のグラフは、ユーザーの皆様に我々の審査の品質を 5 段階で評価していただきまして、青い折れ線グラフが 5 段階のうちの上の二つ、「満足」、「比較的満足」の割合を示したもので、6 割に向けて最初低かったものが上昇していっております。また、真ん中の「普通」というものを合わせますと 95% を超える満足度を頂いている状態でございます。

1 ページめくっていただきまして 5 ページ目でございます。国際展開に関することといえば、御存じの方も多いと思いますけれども、特許審査ハイウェイというものがございます。これは日本で特許になった出願と同じものが海外に出願されている場合に、海外では日本の審査結果を利用してもらって、海外庁においても早期に権利取得が可能という取組でございます。こちらに関しても国際展開を強めていった結果として、日本から海外に出ていく総出願数のベースで見ますと、97% の出願が特許審査ハイウェイを使える状態まで拡大していっているところでございます。

5 ページ目の右側のグラフでございますけれども、特許審査ハイウェイというものは日本の審査結果を海外庁にも利用してもらうという取組でございますので、当然審査官同士の信頼感の醸成が必要でございます。したがいまして、実案件を使って海外の特許庁の審査官と日本の審査官が協議をする、ないしは海外特許庁に対して日本の審査の状況を情報提供するといった取組も行ってきたところでございます。

ここまで直近 20 年間の現状でございますが、次に 6 ページ目でございます。このグラフは先ほどの 2 ページ目のグラフと同じでございまして、上の棒グラフの青い部分が通常審査官、上の赤い部分とオレンジの部分が任期付審査官の人数でございます。この任期付審査官が 500 人ほどおりまして、通常審査官と合わせて 1,700 名弱で審査業務を行ってきているわけでございます。他方で、任期付審査官の任期というものは政府内の取決め上、通常 5 年ないしは 10 年ということでございまして、2023 年度で 10 年間の期限が来てしまうということでございます。したがいまして、このまま何もしないでいると 2024 年度以降、毎年 100 人規模で審査官が減っていきますが、トータル 500 人の任期付審査官がおりますので、人数ベースでいくと最終的には審査官が 3 割減るということでございます。

そして、7 ページ目は、現在の審査負担の状況を示したグラフでございます。先ほど仁科からも説明がありましたけれども、左側のグラフについて審査請求数はほぼ横ばいですが、PCT 出願数は若干増加傾向にあるということでございます。

件数に加えまして、出願 1 件当たりに含まれる請求項というものがございます。これはいわゆる発明の数でございますけれども、こちらは右肩上がりということになっておりまして、毎年 3%から 4%の増加になっておりますので、実際に審査官が審査する発明の量という観点で言えば右肩上がりということでございます。

また、併せて審査をする際には先行技術文献の調査ということが必要になってきます。審査の際に調査をすべき先行技術文献数の推移を示したものが 7 ページ目の右上のグラフということになっております。こちらのグラフは累積ではなくて単年度の文献数ということになりますので、実際に審査官が先行技術文献調査をする際には、このグラフの面積分を見る必要があるということでございます。

8 ページ目でございます。先ほどの 7 ページ目が審査 1 件当たりの負担という観点でございましたけれども、こちらは審査 1 件というよりは、実際に審査官が担当する技術分野の話になります。昨今、これは体感上も明らかだとは思いますけれども、技術の複合化や変遷が非常に速いという状況でございます。したがいまして、データ上も 8 ページの左側のグラフにありますように、各技術分野における出願数の振れ幅が非常に大きいということ、そして右側にありますように AI を含む出願数というのは、非常に増加しているということでございます。

また、併せて今後 10 年間で官民で 150 兆円規模の GX(グリーン・トランスフォーメーション)投資というものが予定されていると聞いております。投資と出願数は一定程度の相関関係がありますので、今後は GX 関連出願の増加も予測されるというところでございます。

次に、9 ページ目でございます。国際関係を見ましても、先ほど、97%の出願は PPH、いわゆる特許審査ハイウェイが使える状態だと申し上げましたけれども、日本企業が非常に興味があり、今後は進出も見込まれるであろうインドに関して言えば、PPH が使えない状態になっているということ、また GX に関して言えば、今後は日本政府として取組を進めていくわけでございますけれども、GX の技術について企業の方々が強み、弱みを把握するためにも、世界に通用する技術区分表を策定する必要があるだろうということで、先日、特許庁から GXTI と呼ばれる技術区分表を発表いたしました。こういった取組は GX だけに限

らず、新興技術に対しても今後していく必要があるということでございます。

10 ページ目は、GXTI の詳細でございますが、この後の議題においても説明がありますので省略いたします。

11 ページ目でございます。審査の中身という観点で申し上げますと、令和 6 年春ぐらいには特許出願の非公開制度が導入される予定となっております。当然、どういった技術を非公開にするか否かという審査が必要になりますので、一定程度は特許審査官もこういった業務を行う必要があるということでございます。

12 ページ目でございます。特許出願の非公開制度だけではなく、審査が速くなればなるほど、特許出願の公開がされない状態での審査数が増えていくということでございます。特許出願公開がされていない状態の審査というのは、特許庁としては機密保持の観点から、先行技術文献調査を外注するということはしておりませんので、そういう面での審査負担も増えてくるというところでございます。

また、13 ページ目でございますけれども、今度は政府全体の施策という観点でございますが、スタートアップや大学、中小企業に対する支援というものが極めて重要視されているところでございます。こうした支援を通じて、日本全体のイノベーションを創出し、経済活性化に繋げていくということでございます。特許庁もこれまでこうした支援をしてきたわけでございますけれども、今後はさらに権利の取得段階においても、審査段階において審査官による支援を強化して、より質の良い権利の取得に繋げていくといった支援が必要ではないかと考えている次第でございます。特に、先ほど申し上げました GX 関連出願に關しては、支援対象となるスタートアップですとか、大学、中小からも一定程度の出願が見込まれますので、こうした取組を通じて日本全体のイノベーションの創出や経済活性化の一助になればと考えている次第でございます。

こうした状況を踏まえて、全体を俯瞰したものが 14 ページ目でございます。来年度で 20 年目が終わりますので、次の 10 年間をどうするかでございます。当然ではございますけれども、審査の速度ないしは質については維持向上を図っていくことは絶対条件であろうと思います。また、企業、出願人の海外進出もより進むと思いますので、外交的なもの、国際展開の強化も必要になるだろうと考えております。加えまして、先ほど申し上げました秘密保持の観点での審査負担に対応する必要や、スタートアップ、中小企業、大学に対する支援を強化する必要もあるだろうということでございます。

また、先ほど申し上げましたように、審査 1 件当たりの負担は当然増えてまいります。

これについては AI 等を活用して業務の効率化を図っていきたいと考えておりますけれども、先ほど申し上げた五つの施策を強化していくためには、一定程度の体制の確保が必要であろうと我々として考えている次第でございます。

私からは以上でございます。御意見を頂ければ有り難いと思います。

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、連続して説明していただきました資料 2 と資料 3 について、御質問や意見を頂きたいと思います。

会場にいらっしゃいます皆様は、御発言の際には挙手いただくようお願ひいたします。また御発言の際は、できるだけマイクに近づいていただきますようお願ひいたします。マイクは前のスイッチを押すと赤くなると御発言が可能です。

オンラインで御出席の皆様につきましては、挙手ボタンを押していただければと思います。順番に指名させていただきます。御発言の際には、オンライン会議システムのマイクとカメラをオンにしていただき、終わられましたらオフとしていただければと思います。

それでは、質疑、審議等に移りたいと思います。御発言される方いらっしゃいますでしょうか。長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 御挨拶も兼ねて、少しコメントさせていただきます。

PPH につきましては、これからインドをかなり重要視しなければいけないという中で、日本特許庁は PPH については非常に肅々と取り組んでいただいて感謝しております。インドもそうですが、ほかの国でも件数や分野の制限がまだまだある国もございますので、それらが改善することを心待ちにしております。

スライド 13 に審査段階でのプッシュ型の支援ということが書かれていますが、これはなかなか難しく、ハードルが結構高いと思っています。特にスタートアップの方々の中でも、知財に対する意識の高いスタートアップの社長さんや担当者は、プッシュ型支援をしなくても考えて動かれるし、逆に意識のない方々に対してプッシュ型支援をすると空回りする可能性があると思います。

プッシュ型支援で審査官が有効なアドバイスをするには、企業が実際にどういった知財権をどのように活用するのか、活用しやすい特許権とはどういったものか、その権利をどうやって創出するか等、企業知財部の視点やスキルを審査官が持つことが有効かと思います。私は JIPA の代表で来ていますので JIPA のお話をしますと、特許庁から JIPA の会員の会社への出向制度があるのですが、その制度を利用すると少し期間が長すぎるので、もう少し短期の研修、例えば、ライセンスの実態に関する 1 か月間の企業研修コースを作つ

てもいいと思っています。そのような会社は弊社だけではないと思うので、是非相談に乗っていただきたいと思います。

それから、一番大きな問題は審査官数の減少です。日本の特許庁のすばらしいところは、審査の速さ、五庁の中で常に上位にランクされるクオリティだと思っていますが、任期付審査官が徐々に減ることによって、スライド 6 のグラフに描いてあるように審査期間がかつてのように大幅に長くなってしまうとかなりゆゆしき問題になってきます。スライド 14, 15 には、AI の活用ということも書かれていますけれども、AI を活用すると確かに効率が上がるのですが、使いこなすのにかなり時間がかかるということもあって、任期付審査官の时限が到来することが決まっているとしたら、非公開特許の第 1 次審査のこともあつたりして、業務量が増えることが予想されるので、直ぐに毎年 100 人減っていくことについては、大変心配な状況であると思っています。できればもう少し时限の期間を長くできないかと考えています。

AI の活用につきましては、我々もかなり失敗もしておりますので、JIPA の会員と特許庁とで相談できればと思います。ありがとうございました。

○益分科会長 どうもありがとうございました。磨さんからどうぞ。

○磨委員 特許の件数はよく理解できたのですけれども、単願とか共願という内訳はデータとしてお持ちなのですか。

○仁科企画調査課長 統計としては取れるかと思いますけれども、今日お示しできるものはございません。

○磨委員 といいますのは、ビジネス上の技術展開という意味で、単願の場合は広くマーケットに展開が可能なのですが、共願の場合は共願先の意向によっては、ポテンシャルのある特許がマーケット展開の制約を受けることになり結果的に貢献規模や国際競争力に影響する場合があります。そういうことも含め、非常に大事な分析ツールになってくるので、もしデータとしてお持ちでしたら、そこも出していただけたら非常に参考になると思っております。

○益分科会長 ありがとうございます。何かのときには是非よろしくお願ひします。

松山委員、お願ひします。

○松山委員 ありがとうございます。長澤委員も御指摘されていた点なのですけれども、資料 3 の 6 ページ、今後の特許審査に向けた審査官数に関する課題というところで、2024 年から 100 人単位で減っていくというのはなかなかゆゆしき事態かなと思っておりまして、

せっかく速くなった特許審査のスピードと品質を保持するためには、負担も増えてきている中で人数は少なくとも今までと同じぐらい確保できなければいけないのではないかと感じております。任期付審査官の採用をもう一度行うなり、または更新はできないものでしょうか。そういうことが必要なのではないかと思いながら聞いておりました。

AI の活用という点では、ずっと取り組まれていらっしゃると思い、活用できそうな場所もいろいろ失敗もあったり難しいという話はよく聞いておりますが、この度、特許の出願非公開制度が導入されて、第 1 次審査は全ての特許出願に対して網羅的に行うということになっていて、審査官の方からすると大変な負担なのではないかと思っております。この点、かかる作業は特許の分類分けみたいな話だと思いますので、AI になじむ作業のような気もしまして、また、成熟した分野なので AI が振り分けたりできそうなところなのかなと思っております。非公開特許の導入に伴って、AI に任せられるところは AI にみたいなこと、AI がやるのに適切なところもあるのではないかと思っております。

早期審査のおかげでかなり審査が速くなり特許が公開前なので調査を外注できないということであったり、さらに秘密特許の同じような問題で外注ができないという問題は本当に増えてきていると思いますので、その辺でもうまく AI を活用するのがよいかと思います。とはいえて審査官の人数が減っていっていいというわけでもなく、賄い切れないなという印象は持っておりますので、2024 年から減っていくということなので、具体的な対策を考えなくてはいけないのではないかと。維持できる方向で考えていく必要があるのかなと感じております。

私から以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。審査官の件は何か。どうぞ。

○諸岡調整課長 御意見ありがとうございます。諸岡からお答えいたします。

まず最初にありました PPH の件数制限の件でございますけれども、私ども当然認識しております。相手庁との関係がありますので、ここでは具体的な国名は申しませんけれども、やはりタフな交渉になるということは事実でございます。

他方で件数制限があったり、技術分野の制限があったりする庁に関しては、我々は全て把握しております、機会あるごとに働きかけをしていくということでございます。

また、スタートアップ支援に関しましても、御指摘のとおり結構難しいオペレーションになるかと思いますが、審査官だけでやるということではなく、INPIT とかで行っているアドバイザーの事業ですか、発明の発掘に関わっていらっしゃる弁理士の先生方と協働

するような形で、支援の制度設計ができればいいなと考えている次第でございます。

また、速さを担保するための人員でございますけれども、こちらについては皆様から体制が必要だという意見を頂ければ、我々も人事当局にお願いして、できるだけ人員の維持をしてほしいと働きかけていきたいと思っております。

また、AI の活用といつても、審査の中身自体ですか中身の細かい判断をするときはなかなか使いにくいというところがあります。やはりミスがあつてはいけないというところがございますので、それよりはむしろ審査のやりやすさといいますか、審査の周辺業務を上手く AI を使って省力化していくということを考えている次第でございます。ありがとうございます。

○益分科会長 ありがとうございます。では、藤木委員と林委員と中村委員と杉村委員と鬼頭委員、順番にいって、その次オンラインで挙手されている竹中委員にお願いしたいと思います。藤木委員から。

○藤木委員 ありがとうございます。私も任期付審査官制度の件で、なるべく大勢がプッシュした方がより制度化に繋がるかと思ってコメントさせていただきたいのですけれども。

特に私の視点で言いますと、知財の活用というかビジネスをやっている会社で採用とかもいろいろやっているのですけれども、肌感覚として知財人材というのが昔は大手企業がたくさん採用して育てて輩出していたという面があるのですが、最近はなかなかそういうものいっていないのかなというのが正直な肌感覚でございます。

そういう意味では、任期付審査官も単に審査だけやっているというのではなくて、先ほどのプッシュ型等もありますし、INPIT を通じた中小だとかスタートアップ支援もより取り組んでいかれるということで考えますと、単に今の品質を維持というだけではなくて、人材輩出、人材育成といった側面でもいろいろ役割を果たしていけるのではないかと思っておりますので、是非いろいろ御検討いただければと思っております。

○益分科会長 ありがとうございます。林さん、どうぞ。

○林委員 私も簡単に。皆さんから出ていたので特に追加しなくてもいいかなと思ったのですが、一つは、任期付の審査官はやはり増員した方がいいなと思っている。ただ、そのときに 500 人減るのでまた 500 人追加しますというのが人口も減少していく中でそのままは通らないのではないかということも考えている中で二つ提案したくて、14 ページに第 2 期の目標が世界最速、最高品質、国際展開だった。第 3 期が今は世界最高の特許審査を通じたイノベーションの創出支援となっているのですけれども、第 3 期を AI を活用したべ

ストプラクティス、AI というのが下のかぎ括弧の中に入っているのですが、AI を使ってどのように一番速く良い品質の審査を行うのかというのは、これから 10 年の間でものすごく大切だと思うのです。失敗ではなくて、このようにやるとうまくいかないということも含めて、ベストプラクティスを 10 年の間に作るというのを掲げたらいいのではないかと思っている。

それからもう一つは、イノベーション創出、プッシュ型でコミュニケーション能力が高い人、今まで特許庁は頭いい人だったのが、もうちょっと開いていかなければいけないと思うのです。プッシュしなければいけないから。そういう意味で、AI に強い人とコミュニケーション能力の高い人を任期付で雇う。だから 500 人ぐらい必要なのですと。それが特許庁の正規で採用されている人とも混ざり合って、最終的には特許庁の人材自体も AI に詳しいし、コミュニケーション能力も高いという形で融合していきますみたいな、そのように何で任期付審査官が必要なのかということをより明確にするといいのかなと思いました。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。次、中村委員。

○中村委員 今この話題でかなり盛り上がっているので、そのところだけ申し上げますと、さっきから審査官の人材を増やさなければいけないというところは私も同じ意見です。あと、スペックについてなのですけれども、先ほどのお話の中で融合技術という言い方をされたと思うのですが、私どもは素材産業でして、例えば素材領域に DX を取り込んだ発明といったものを融合技術と申し上げるのであれば、そういった領域の調査や発明創出は、当社は複数の領域の担当者が協力して担当する形で進めております。御庁も多分そういう取組をされているとお聞きしておりますが、案外それが言うが易しで、なかなか難しいという感覚を持っております。

従って、今後そういった発明が増えてきたときに、審査官のスペック、担当技術領域が縦割りになっているのであれば、その辺をどう考えていかれるのかということです。

もう一つは、GX 関連出願の増加というのがどう影響するのかということですが、先ほどの GXTI を見ていて、エネルギーとか電池といったいろいろな領域があると思うのですけれども、今までの流れの中での審査というところで質が担保できるのか。それとも全く新しい領域をどのように対応していくのかということ、今の融合技術と新たな GX 関連に関する審査官のスペックに関する御検討も是非併せてしていっていただきたいと思った次第です。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。杉村委員。

○杉村委員 ありがとうございます。

これまで審査の迅速化にいろいろ御尽力いただきまして、ありがとうございます。非常に有り難く思っております。先ほどから多くの委員の方がおっしゃっておりますように、14 ページの FA10、STP14 を維持するというためには、今の体制を維持していくことが必要ではないかと思っておりますので、任期付審査官については維持していただきたいと思っているところです。

また、非公開特許制度の導入に関し、外部へ調査依頼ができないという御説明が諸岡調整課長からございました。今後は非公開特許制度の第 1 次審査の負担がやはり増えていくと思います。そういたしますと FA10、STP14 について、このような負担が増えた上でもきちんと維持できるのかという点についても一緒に考えていただいて、任期付審査官の適正な数を確保していただきたいと思っております。

また、融合技術の審査に関しましては、審査部を越えて審査の協力をされていると思いますが、我々代理人から見ますと、書類に審査官の名前が 1 名しか記載されておりませんので、部を超えて審査協力していただいたのかどうかが分からぬという声も聞いております。この辺りについて何らかの見える化をしていただけると有り難いと思っています。

それから 5 ページの国際審査協力でございます。34 か国の知財庁と国際審査協力を実施していただいているということで、有り難く思っているところです。昨夜、バンコクで ASEAN の各国の知財関係者に対してセミナーを弁理士会主催で開催して帰ってきたばかりでございます。このセミナーは 10 回目となります。今回はアセアンの知財関係者のセミナー内容の傾向に変化がありました。今まででは商標と特許部門で募集いたしますと、商標の希望者が圧倒的に多かったわけですが、今年は特許を希望する人が非常に増えました。ASEAN 各国では、特許制度がまだきちんと回っていないという現状の国もありますが、特許に対してはアセアンの知財関係者が AI に関する特許も含めて関心が高まっていることがよく分かりました。

アセアンの知財関係者にいろいろと意見を聞いておりますと、例えばカンボジアには欧米各国や中国も注目していて、知財関係の出願を多くしているという情報がございましたので、是非日本の審査協力という面ではカンボジア、それからラオス等のこれから特許審査の整備をしていく国々に積極的に審査支援を強化していただきたいと思っております。

それから 13 ページです。スタートアップにつきましては、弁理士会はスタートアップ支援を宣言しており、ここ 2 年間で多くの弁理士がスタートアップの内部に就職しております。また、ベンチャーキャピタルで弁理士が内部に入って仕事をしているという人も増えてきているところです。

スタートアップへのプッシュ型支援につきましては、是非弁理士会とも協力しながら、一緒に支援していくという体制を今後構築できるといいと思いますので、是非これからも連携をお願いしたいと思います。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。何か特許庁からコメントありますか。

○諸岡調整課長 私からお答えさせていただきます。

まず、肌感覚として知財人材が不足しているということがございました。それはおっしゃるとおりなのかなと、私も個人的に思うところはありますけれども、やはり任期付として審査をされて、その後また民間で活躍していらっしゃる方も結構いらっしゃいますので、そういう形で任期付審査官を経験した方もうまく活躍できるような人材育成をしていきたいと考えている次第でございます。

また、500 人減るのに 500 人取れるかという話がありまして、まさにそこはおっしゃるとおりでございますので、人事当局に説明する際には AI を打ち出していければと。そのやり方は今後検討させていただきたいと思います。

他方で我々、特許審査官の中でそういう技術が得意な方がいて、実際審査の周辺業務を省力化するようなシステムをアジャイル開発で作っているところがございます。こういった状況も踏まえて、我々審査部隊として AI の活用においては、世界有数の特許庁になれるように、今後努力していきたいと思っております。

また、スタートアップ支援についても、確かに御指摘があるようなやや硬い対応があつてはいけないと思いますので、そこについてもよくフォローしていきたいと考えている次第でございます。

あと融合技術分野に関して申し上げますと、確かに体制としてはいわゆる AI にしても IoT にしても、各審査室に担当官を置いて、何か問題が起った場合はオリジナルの技術分野の担当部、例えば AI であれば AI 技術を審査する部の担当がありまして、AI を使って作られた薬があれば、当然二つの審査室が協力するという体制を整えているわけではございますけれども、他方でそういう体制がうまく機能しないということであれば、確認し

た上で機能させたいと思っております。

我々としても、担当者を置くだけではうまくいかないということも当然考えられると思います。それに対応するためにも積極的な人事異動といいますか、OJT に勝るものはないと思いますので、人材の流動性を高めて人材育成を考えていきたいと思っております。

純粋な新規技術に関して申し上げますと、やはり研修ですとか先端技術をやっている大学院に留学させるといった対応を取らざるを得ませんし、これまでもそういった対応は取ってきましたので、そういうことを継続してやっていきたいと思っております。

駆け足になってしまいますけれども、以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。鬼頭先生。

○鬼頭委員 ありがとうございます。今まで何度も委員の方から御意見があったと思うのですけれども、大学でも任期付の職員が極めて多くて、同じような課題がありまして、その中で本学では産学連携を担うユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーターといった職の方については、新たな職として作りまして、積極的に無期化への転換を行っておりまして、優秀な人材を確保していくといったことも行っていますので、なかなか難しいところもあるかもしれないですが、特許庁におきましてもそういう制度の導入も御検討いただければと思います。

あとは特許の非公開化について、大学というのは極めて広い技術分野を扱っておりますので、非常に関心を持っていまして、具体的には日本への基礎出願、どの程度の期間を経過すれば安心して外国出願ができるか、アメリカなど第一国出願の制度がありまして、近年のデジタル化の流れの中でどこで発明されたかの特定がなかなか難しい場合もありまして、日本国内での発明の意義をどう解釈するかというところを分かりやすくお示しいただきたい。具体的にどの技術分野が 2 次審査に付されるかといったところを分かりやすく示していただけだと有り難いと思っています。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。オンラインで御参加の竹中委員、お願いできますでしょうか。

○竹中委員 竹中です。日本企業は欧州やアメリカ、韓国、中国企業などと比べて、商標や意匠の出願が特許に比べて少ないと聞いています。そういうデータなども構想委員会で示されていまして、商標や意匠は製品に直結する発明やアイデアの社会実装の重要な指標という見方もあるのではないかと思います。

また、ブランドバリューのランキングのトップ 10 に全く日本企業が入っていないということも、まだまだ商標とか意匠の出願については掘り起こしの可能性があるのかなと思っています。

特に意匠については、最近法改正があったのですけれども、今回の御報告の中には意匠出願件数はなかったのですが、改正によって出願が増加したということがあったのでしょうかというのが私のコメントです。

○益分科会長 ありがとうございます。特許庁からありますか。

○仁科企画調査課長 意匠課長、オンラインで入っていますでしょうか。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田と申します。

今、意匠出願について御質問いただきましたけれども、資料としましては資料 2 で意匠登録出願全体の傾向について御説明させていただいたところです。令和元年に改正して、改正後の新保護領域の出願の受け付けが令和 2 年、つまり 2020 年からになっておりますが、そこで全体に与える影響が表れてきていないということでございますけれども、内訳で見ていきますと画像の出願は年間 2,000 件ぐらい出願されておりまして、これは伸びていると分析しております。建築物と内装の意匠も諸外国に比べると多く出願されているというところではあるのですが、全体の出願件数を押し上げるほどのインパクトではないという状況と見ております。

説明は以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。諸岡調整課長からお願いします。

○諸岡調整課長 先ほど鬼頭委員から御質問のあった秘密特許の件でございますけれども、どういったものが秘密特許になるかというのは、今内閣府で検討している状態でございます。このスキームが実行される前には、どういったものが秘密なのかということも含めて明らかになると思いますので、今しばらくお待ちいただければ有り難いと思います。

○仁科企画調査課長 企画調査課長からも発言させていただきます。統計情報の発信を担当しておりますので、麿委員から御指摘いただきました共願の統計情報の取得につきましては、企業戦略立案で重要という御指摘でございましたので、検討させていただきたいと考えてございます。なお、3 月末に例年出しておりますステータスレポートという統計情報がございますが、こちらには間に合いませんので、御容赦いただければと思います。

また、長澤委員と杉村委員からそれぞれスタートアップ支援に関して御協力の表明を頂いたこと、非常に有り難く思っております。特許庁だけでの支援には限界がございますし、

スタートアップの皆様は何よりも IP に割けるリソースが足りないということもござりますので、是非弁理士会や JIPA の皆様の専門的知見をお借りできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。幾つかいろいろ御意見頂いたのですが、補足のコメントを述べたい方いらっしゃいますか。ありがとうございます。

#### 4. 知財エコシステムの協創に向けた取組

○益分科会長 それでは、次に移りたいと思うのですが、非常にすばらしく時間どおりに進んでいます。ありがとうございます。資料 4 に移らせていただきたいと思います。資料 4 の知財エコシステムの協創に向けた取組について、事務局より説明をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○仁科企画調査課長 こちらも仁科から説明させていただきます。資料 2、3 までは特許庁の屋台骨であります審査の状況につきまして御説明させていただきましたが、資料 4 ではそれ以外の特許庁の取組につきまして御紹介させていただき、今後の方向性につきまして御意見を頂ければと思っております。

スライド 1 を御覧いただきますと、資料 4 のアウトラインを書いてございまして、企業の皆様が新規事業構想等にお使いになられているフレームワークの真似をさせていただいて、As is と To be を確認して移行戦略を形にするとのつくりにさせていただいております。

第 1 章で知財エコシステムにつきまして確認させていただいた後、第 2 章、第 3 章で As is を確認し、第 4 章で To be で見て、移行戦略を第 5 章で見るという形にさせていただいております。

資料をめくっていただきまして、スライド 3 を御覧ください。まず、知財エコシステムの御説明でございますけれども、特許庁が掲げておりますミッション、ビジョン、バリューの中にも知財エコシステムという言葉が出てまいりまして、スライド 3 の中段あたりに朱書きで書いてございますが、知財エコシステムを協創することで、イノベーションを促進することをうたっているところでございます。

こういった考え方を日本だけが取っているわけではございませんで、スライド 4 を御覧いただきますと、左側に書いてございますとおり、イノベーション創出類型が多様化する

中におきまして、イノベーションを推進する手段としてエコシステムの構築によるアプローチというものが欧米でもうたわれているところでございます。

スライド5に知財エコシステムの説明と協創につきまして御説明させていただいておりますが、知財エコシステムにつきましては、先ほど長官の挨拶で申し上げたとおりでございまして、このスライドでも左側に朱書きしてございます。こういった知財エコシステムの構築ですとか協創に当たりましては、スライドの右側の図にありますようないろいろな主体の方々がそれぞれ強みを持ち寄りまして、能力を発揮していただくことが重要ではないかと考えているところでございます。

こういった知財エコシステムの中におきまして、特許庁はこれまでどういった貢献をしてきたのかというAs isのところでございますけれども、2章から説明が始まっております。

スライド7を見ますと、これまでの貢献につきまして大きく五つの項目に分けまして説明させていただいております。左側に先ほど来説明させていただいております世界最速、最高品質の審査を通じた貢献と記載してございます。また、その下側には審査実務を担う人材を通じた貢献につきまして記載しております。

右側に移りまして、行政庁としての中立性を生かしながら、知財のシンクタンクとしての貢献をさせていただいているのではないかというのが一番上でございまして、中段には国内外の知財ネットワークを活用した貢献、一番下には国際調和、国際協力面からの貢献ということを挙げさせていただいております。

スライド8以降、今御紹介しました五つの項目の内容を御紹介する形になっておりますが、時間の都合もございますので、ごく簡単にスライドを順番に御紹介いたします。

スライド8は、世界最速、最高品質の審査の状況でございまして、スピードの状況と質の状況につきまして説明しております。

スライド9に移っていただきまして、こちらは企業の事業戦略に応じた権利取得を支援する審査ということで、特許、意匠、商標をまとめて取得できるような事業戦略対応まとめ審査ですとか、右側に書いてございますとおりスタートアップの皆様に対しまして、面接等を活用しながら権利設定をさせていただくという取組を御紹介してございます。

スライド10は、審査実務を担う専門人材による貢献の例でございまして、左側には特許出願の技術動向を分析する調査を行って、皆様に御提示しているという御紹介、右側は先ほど来何度も議論に出てきておりますけれども、AIを活用しながら特許庁の実務を進めて

いるという御紹介でございます。

スライド 11 に移りまして、こちらは中立的なシンクタンクとしての貢献ということで、各種の企業の皆様へのヒアリングを通じて得られた好事例を発信する事例集を作ったり、IP ランドスケープ等の普及を兼ねましたセミナーをさせていただいたりしているという御紹介でございます。

スライド 12 に移りまして、国内ネットワークにつきましての御紹介でございます。左側に関係省庁や独立行政法人等とのネットワークを通じて貢献させていただいているという御紹介、右側には大学等に特許庁の職員を派遣する、あるいは国立の研究機関等に職員を派遣するという形の貢献を記載してございます。

スライド 13 は、国内外を繋ぐ知財のネットワークの構築という意味の貢献でございまして、左側には各種国際シンポジウムの開催の実績を、右側には特許庁職員を海外駐在員として各所に派遣しながら、現地で御活躍の企業の皆様と協力させていただいているという御紹介でございます。

スライド 14 に移りまして、こちらには知財エコシステムに新たなプレイヤーを取り込んでいくという取組でございまして、左側にはスタートアップの皆様向けの IPAS というプログラムを、右側には中小企業の皆様に対するハンズオン支援を御紹介させていただいております。

スライド 15 に移りまして、こちらは国際的な制度、運用調和への貢献でございまして、海外の特許庁との連携を通じまして、いろいろ成果が出てございますので、左側にはその御紹介を、右側には新興国、途上国に対する支援の例を掲載してございます。

スライド 16 に移りまして、国際的な制度、運用調和への貢献の続きでございますが、日本の特許庁が提唱しまして、世界各国で早く権利を取得できるような仕組みとして、PPH というものがございますが、そういう仕組みを作ったという貢献を記載させていただいてございます。

また、スライド 17 以降、As is のうち、特に直近の取組につきまして御紹介してございます。

スライド 18 でございますが、先ほど資料 3 のスライドにも出てまいりましたけれども、GX に関する技術を俯瞰できるようにしました技術区分表を GXTI と称しまして昨年 6 月に公表してございます。技術の動向を俯瞰するためには、特許文献を検索するための式が必要でございますけれども、その検索式の立式に当たりまして審査官の知見を活用し、式も

含めて公表しているものでございます。

スライド 19 が GXTI を使いました実際の特許情報分析の中間結果です。これは 1 月の末に公表してございます。最終報告はこの先 5 月に公表する予定でございます。皆様に提供して御活用いただきたいと考えてございます。

スライド 20 は、オープンイノベーションを促進するためのモデル契約書というものを提示させていただいておりまして、想定シーンを設定した上で、スタートアップと事業会社の皆様が連携しながら、知財から生み出される事業価値の総和を最大化するような契約書の例ということで類型を幾つか示してございます。スライド 21 はその具体例をお示したものでございます。

スライド 22 は、標準必須特許に関しましては、各所で取扱い等につきまして議論があるところでございますけれども、標準必須特許の取扱い等について開示する手引きを 2018 年に公開しておりましたが、ここ数年で裁判例の蓄積がかなりございましたので、こちらの改訂を昨年 6 月に行いまして公表させていただいております。

スライド 23 は、知財を活用しながら社会的課題を解決されているソーシャルベンチャーの方ですとか、NPO の方を御支援する I-OPEN というプロジェクトを特許庁で行っておりまして、その御紹介となってございます。

ここまでが As is でございまして、スライド 24 以降、To be の説明になります。特許庁としてこういった姿があるべきではないかということを御説明させていただきますので、是非委員の皆様から御意見を頂ければと考えております。

まずスライド 25 でございますが、IP ランドスケープは、特許情報を用いながら、そのほかの経営情報と組み合わせて分析をするという取組でございますけれども、こういったものを用いながら知財ガバナンスの深化をさせていったらどうか、深化させるべきではないかと考えてございます。

このスライドの下に書いてございますとおり、IP ランドスケープを用いますと、いろいろな成果ですとか効果を得られることが明らかになっております。しかしながら、次のスライド 26 に移っていただきますと、実情としましては企業において IP ランドスケープが必要と回答された方は 8 割いらっしゃるのですけれども、十分に実施できているという方はまだ 1 割しかいらっしゃらないという状況でございます。これを受けまして、我々としてどういった姿を目指すべきと考えているかと言いますと、このスライドの右側に書いてございますとおり、経営層の皆様の御理解、ガバナンスの下、知財部門の皆様が事業部門

ですか研究開発部門と連携しながら、事業・経営情報に知財情報を組み込んだ分析結果に基づいて、会社の意思決定等を行っていただきたいと。それがあるべき姿ではないかと考えてございます。

スライド 27 は、スタートアップ支援の一層の強化をしていくべきではないかと考えているものでございまして、私から説明させていただいた前半の資料の中にもございましたが、特許庁ではスタートアップの皆様向けに IPAS という事業を通じまして、ビジネスの専門家と知財の専門家を派遣してございます。このスライドの中に黄色い吹き出しが 2 か所ございますが、来年度からはスタートアップに派遣するだけではなくて、スタートアップに資金提供をされているベンチャーキャピタルにも知財の専門家を派遣し、ベンチャーキャピタルを通じてスタートアップを支援するという取組を行いたいと考えてございます。

また、先ほど諸岡課長から紹介のありました審査段階における審査官によるスタートアップの皆様に対する御支援もさせていただきたいと考えてございます。

目指すべき理想像としましては、スライドの下に書いてございますとおり、スタートアップの皆様が知財戦略を持つことが当たり前になるような世の中にていきたい、またスタートアップの皆様が自律して知財戦略を構築した上で、EXIT を目指すようなエコシステムを構築していきたいと考えております。

スライド 28 は、政府のスタートアップ支援施策の御紹介でございまして、スライド 29 に移ります。地域ブロックレベルでの支援の強化の必要性を御説明したものでございます。このスライドの左側に書いてございますとおり、地方の経産局ですか INPIT、あるいは弁理士会、各商工会議所の皆様と連携させていただきながら、地域における知財経営を浸透させていきたいと考えてございます。

右側に目指すべき理想像を書いてございますが、各地域の状況に応じた地域経済支援ネットワークを形成しまして、それぞれの事案にあった機関の皆様と連携しながら、地域の稼ぐ力を向上させていくべきではないかと考えているところでございます。

スライド 30 に移りまして、人材の多様性、包摂性に関する考え方でございます。イノベーションを進めていくためには、性別、年齢、国籍等といった属性がございますけれども、異なる属性を有する人材の多様性を生かすことが重要だと言われてございます。ただ、多様性を高めるだけではなくて、多様な人材を組織内にしっかりと包摂していく取組が重要ではないかと考えてございまして、このスライドの一番下に目指すべき理想像を書いてございますが、各組織、知財エコシステムの中に、イノベーションに貢献するような多様な人

材を包摂する環境の整備が必要ではないかと、整備をしていくべきではないかと考えてございます。

スライド 31 でございますけれども、知財を通じて環境問題解決への貢献ができるのではないかと考えてございまして、気候変動をはじめとする環境問題の解決のためには、GX 技術の開発が不可欠でございます。また、投資家の皆様も最近は ESG 投資の拡大をしておられる状況がございまして、このスライドの右側に書いてございますとおり、目指すべき姿としましては、GX 技術の動向を踏まえた各種戦略の立案を行っていただきまして、これを企業の皆様がお持ちの価値創造ストーリーと併せてグローバルにアピールできるようになることが必要ではないか。その上で企業の皆様の経済的価値、社会的価値の向上をしていくということがあるべき姿ではないかと考えてございます。また、これによりまして環境問題解決のためのイノベーションが促進されることが望まれるのではないかと考えてございます。

ここまで中長期的な方向性、特許庁の考えをお示ししましたが、この 1~2 年で何をしていくのかということについてスライド 32 以降に記載してございます。

スライド 33 を御覧いただきますと、ブルーの地に太い字で二つ項目が書いてございます。「知財ガバナンスの深化」と「包摂的なイノベーション」、この二つの観点からここから先 1~2 年、特許庁として取り組んでいきたいと考えてございます。

まず、「知財ガバナンスの深化」でございますけれども、スライド 33 の下側に具体的な取組例として四つ書いてございます。

最初の項目ですが、これまでも特許庁では知財部門と経営層との意思疎通、連携に向けた取組を行っておりましたけれども、来年度につきましては、これにさらに IR 部門と連携したような取組を行っていかないかと考えてございます。それに向けた調査、研究を行う予定でございます。

また、2 番目の項目でございますが、「スタートアップ 5 か年計画」を政府で策定しましたので、それに基づきまして IPAS というスタートアップ向けの支援プログラム、また先ほど御紹介しました VC への専門家の派遣プログラムを行っていく予定でございます。

3 番目の項目ですが、GXTI を用いました GX 関連技術の特許情報分析の結果を公表するとともに、GXTI の国際展開に向けた取組を行っていきたいと考えてございます。

一番下の項目でございますが、地域知財活性化行動計画、あるいは知財活用アクションプランを作りまして、地域ブロックの支援機関の連携によりまして、知財経営支援を強化

していきたいと考えてございます。

最後のスライド 34 でございますが、2 番目の「包摂的なイノベーション」の取組の御紹介でございます。こちらのスライドの下半分にも具体的な取組例を書いてございますけれども、1 番目の項目は、先ほど来御紹介しております IPAS のプログラム、あるいは VC への知財専門家の派遣プログラム、地域ブロックの支援機関との連携等を通じまして、中小企業、スタートアップ、大学の皆さんを知財エコシステムの中に取り込んでいく取組を行っていきたいと考えてございます。

また、2 番目の項目として、大学向けに特許庁から御支援させていただいております知財戦略デザイナー派遣事業というものがございますが、INPIT で行っております産学連携スタートアップアドバイザー事業と統合しまして、一括して御支援する取組を来年度以降行ってまいります。

3 番目の項目でございますが、大学の皆様が海外出願を行うに当たりまして、必要となります費用の補助を拡大するということを考えてございます。

4 番目でございますが、先ほど諸岡課長から紹介がございました中小・スタートアップの皆様、大学の皆様向けに審査官によるプッシュ型支援を検討していくという項目でございます。

その次の 5 番目の項目は、ナショナルプロジェクトにおきましてもプロジェクトの初期の段階から知財戦略が必要ではないかという考え方の下、知財プロデューサーをこういったプロジェクトに派遣する、関与を強めるということを検討したいと考えてございます。

また、6 番目の項目は、高校生、大学生の段階からイノベーションや知財のマインドというものをつけていただくという観点から、パテントコンテスト、デザインパテントコンテストというものも推進していきたいと考えてございます。

次の 7 番目の項目でございますが、人材の多様性、包摂性のイノベーションや発明への貢献につきまして、現状を把握することが必要ではないか考えてございますので、調査、研究を来年度行いたいと考えてございます。

最後の項目でございますが、知財の意識、実践的スキルを向上するための研修プログラムの整備を行っていきたいと考えてございます。

私から以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございました。それでは、ここで資料 4、中長期的な話と短期的な話があったのですが、御質問、御意見を頂きたいと思います。挙手いただくか、オン

ラインの方は挙手ボタンを押してください。増島委員、次が藤木委員ということでお願いいたします。

○増島委員 御説明ありがとうございます。

まず、スタートアップ施策として、人材の派遣を VC にまで広げていただいて、知財人材、もしくは知財の今後の考え方をスタートアップに浸透させていくという取組もしくは審査官によるいろいろな支援を頂けるという話。もう一つは、オープンイノベーションのところでも契約の作成、ガイドラインの作成、もしくはそれを浸透させるための様々なプロジェクトを特許庁さんに今展開していただいておりまして、大変有り難く、我々はディープテックという分野をすごく押しているわけですけれども、ある意味次世代の技術オリエンテッドなスタートアップをどう育てていくのか。この人たちというのは、今までの大企業と呼ばれている人たちとマインドセット、知財の使い方、いろいろなところが違う人たちですし、ある意味ネットワークの中で知財をどう使っていくのかということを真剣に考える人たちなので、次世代の技術大国としての日本を支える人たちの知財に対するものの考え方、哲学を育てていただいているという意味で大変有り難いことだと思ってございます。

一つ課題を感じておりますのは、ここにあります知財エコシステムということをみんなで作っていくということになっているわけですけれども、結局エコシステム全体の価値をどのように最大するのかというのが本質的に大事なことだと考えているわけでありまして、エコシステムの中には当然、先ほど申し上げたようなスタートアップのような方々とか大学とかいろいろな方がいるのですが、ここの中に伝統的な大企業さんも入ってくるわけなのです。入ってくる大企業さんの側のマインドセットがいまだにクローズドイノベーションの頭になっているというところが非常に大きな問題だと思っています。

これは大企業さん自身がクローズドイノベーションを勝手に一人でやって、それで衰退していくのは自己責任なのでやむを得ないと思うのですけれども、オープンイノベーションもしくは知財エコシステムの中にクローズドイノベーションの頭の人、端的に言うと自分が儲かればいいと思っている人、金を出したやつが偉いと思っている人たちがいると、エコシステム全体に害悪を及ぼすという発想をまずエコシステムに入る人全員が共有しなければいけないのでないかと強く思っているところであります。

今までのオープンイノベーション型、もしくは知財エコシステム志向での知財では振る舞い方、規範が異なっているのだということをもっと正しく言語化して、それと異なるこ

とをやる人たちに対して単に違いますよということだけではなくて、もしかすると独禁法のような枠組みでの知財の使い方の乱用に当たるような話、例えば共同でつくった特許がありましたと。共同研究しましたと。先ほど単願の話がありました。まさに単願にした上でどうやって活用していくのかというのが大事なわけですけれども、そのところで結局お金を出したのは俺だから、俺に権利をよこせという話で、平気でこれを死蔵させるわけです。

死蔵させるというのは、ほかの人の特許の利用、技術の利用のオポチュニティを奪うことであり、また新しい人がその技術を使って商品化して、そこで健全な競争が起こることになっているわけですから、正しい競争、資本主義自体を阻害するような行動は起るわけであります。単独でつくった特許について死蔵させて、自分が儲からないのは、好きにやってくださいという話なのですけれども、共同で作るものについてこれをやるというのはやはり害悪だし、やってはいけないことなのだという認識をもうちょっと持つということがすごく大事で、そのための雰囲気の醸成、共通理解の醸成プラス規範に訴えかけるようなところ、頭を変えていただきないと、エコシステム全体が大きくなつていかないですし、そこから価値が出てこないということなので、少し大きな目で見ていただきながら、ほかの省庁さんと連携しながら、エコシステム型の知財の中での規範、どのように考えるのか、どういうことがだめなのかが定着できるようなイニシアチブを特許庁さんに音頭を取っていただきたいと思っている次第でございます。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。意見を聞いてからコメントは頂くとして、藤木委員、どうぞ。

○藤木委員 ありがとうございます。今先生がおっしゃっていた内容にもかぶる面があるのですけれども、私がコメントさせていただきたいのは、途中ありましたナショナルプロジェクトに関する取組の件です。全般的にはこの取組はより積極的にお願いしたいと思っておりますけれども、さらに言うともう一段踏み込んでやっていただきたいというのが正直なところです。

通常、国が公的資金を投入といいますと、基本的に投資になりますから、投資判断はそれぞれの関係する省庁ないしは外郭団体で行っているかと思うのですけれども、通常投資ですとその前段として厳しいデューデリがありますし、当然成果が求められますし、成果がなければ次の投資はないというのが一般的だと思うのです。

そういう中で知財の取扱いであったりとか、知財戦略であったり、知財にこだわらず成果物の取扱いもありますけれども、そういうものをより初期段階からちゃんと策定したところに投資をするとか、もしくは進捗をしっかりとフォローアップするとか、成果をどう見ていくか、評価をフィードバックして、次の投資判断に生かすだとか、そういうサイクルの中で知財がどういう役割を果たせるかというのは、もう一段踏み込んで検討していただければと思っています。

もう一つ、国の投資の件で言いますと、これ全てではないのだと思うのですけれども、国が投資しますと、一企業とか一部だけが儲かってはいけないという話もたまに聞いたりしますが、そういう狭い考えではなくて、お金を受け取って成功して儲かった会社は、それはそれでいいのではないかと思うのです。それで税金が返ってくれば国も儲かりますし、それによって技術革新と世の中が経済成長することによって、より経済というか国が栄えていくわけですので、そういう意味では成果をしっかりと出すというところが重要であって、その後の細かな話というよりも、まず成果にこだわって、その中で知財をどうサイクルの中で役割を果たしていくかというところを考えていただければと思っています。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。出雲委員、小松委員、長澤委員、林委員、杉村さん、最後でいいですか。

○出雲委員 今日前半はみんなで任期付特許審査官の定員を守りましょうという非常に良い雰囲気になって、特許庁に対するエールを委員から送る形になったので、機運醸成、みんなで頑張っていきましょう。

知財エコシステムの協創に向けた取組ということで、主人公は誰かと言うと、大学とスタートアップなわけであります。昨年11月に固まりましたスタートアップ育成5か年計画では、我が国のスタートアップエコシステムを5年で10倍に拡充していくと。その中核を担うことになるのが大学発スタートアップなわけですけれども、大学発スタートアップというのは本当にすばらしい成果を挙げております。

今、我が国の大学発スタートアップが3,306社ございまして、そのうち64社が上場しました。企業価値の合計が1.7兆円でございます。御案内のとおり東大が一番うまくいっておりまして、東大発ベンチャーが329社ございます。そのうち11社がIPOをしました。次に多いのが京大なのですけれども、京大スタートアップが今242社ございます。続いているのが慶應で、慶應ベンチャーが175社、早稲田ベンチャーが100社ございます。こうい

ったところは大学の研究成果、知財を社会実装するスタートアップがたくさん生まれて、それに続く学生たち、先生たちがスタートアップを創出して、エコシステムの好循環に繋がっていると。

今、増島先生から非常に重要な御指摘があったのですけれども、共同出願特許を死蔵させると、スタートアップが生み出されなくなってしまいます。今日日本の大学 780 ありますけれども、780 の大学が年間にわざわざ一生懸命研究して、IP として確保している知財が約 7,000 件ございます。7,000 件の知財のうち、何と 8 割以上は死蔵されているのです。誰も使っていない。ですけれども、東大と京大に限って申し上げると、4 割以上が何かしらの社会実装に活用されていると。

ですので、プッシュ型の施策を通じて大学やスタートアップを応援していただいて、知財を増やしていくということはもちろん重要なのですけれども、同じぐらい大事なのがせっかく 7,000 件も知財にして、8 割死蔵しているのでは全く意味がありませんので、せっかく作った知財の流動性を高めるということと、社会実装しやすいような良い知財を大学やスタートアップが作れるように、大学発スタートアップや特許庁、弁理士協会、皆さんにエコシステムを作っていただくということが、5 年で 10 倍というスタートアップ育成 5 か年計画を達成していくためのメインドライバーになると確信しております。

ですので、知財を 5 年で 10 倍にしていくことと、知財の流動性を高める、そして共同出願の特許が死蔵されることがないように、しっかり活用していきましょうというスタートアップや大学に対して様々な取組を是非一緒に経団連とも行っていただければと思っております。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。次、小松委員。

○小松委員 まず、私から前回か前々回、IP ランドスケープを含めまして大企業を中心にお経営者の方への啓蒙活動をお願いしまして、かつ IP ランドスケープを経営に生かせばいいか分からぬ方々のために、事例集ですとかノウハウをお願いしたと思うのですけれども、今回スライド 11 にもありますように、大変分かりやすい事例集を発行していただき、お礼申し上げます。

今回申し上げたいことが二つあります。一つ目ですが、GXTI で取り上げた分野は、社会も企業も環境関連として注力していますし、また株式市場からも企業に求められているため、GX の分野の技術情報を俯瞰しやすく分類されたことは大変すばらしいと思います。加

えて、当該分野の分析レポート等を発行されている特許庁の取組は、企業にとって事業戦略策定の参考となりますし、GXへの事業への影響等を投資家に効果的に提示する際活用でき、IRの観点で大きな支援となりますので、今後も推進していただきたいです。

その上で、GXTIはすばらしいのですけれども、GXTI以外にも将来、少し先の未来と遠い未来を考えた上で、企業がこういった分野以外にも事業ポートフォリオを展開しようという指針になるような、ほかの有力、もしくは有用だと思われる技術要素、例えばAIのような分野への同様の取組を、今後増やしていっていただきたいです。

加えて、IRに関してですが、御提示いただいた分析結果を基に、企業は私たちの知財ポートフォリオは競争力がありますという主張ができるようなことを目標とされていると思います。御存じのように環境関連の開示には数値やKPIが投資家から求められています。一方、数値化やKPIの提示方法は色々な手法が乱立しております。常々思うのですけれども、日本のスタンダードはなかなか国際的に認められず、なぜか結局、欧米とか先行しているところが決めた数値ですとか計算方法を押しつけられて、日本企業が苦労していることが多いと感じています。できれば、特許庁様なのか、ほかの政府機関なのか分からぬのですが、もう少しESGですとGX分野に関する開示に関してイニシアチブを取って活動していただけだと、日本企業への、大変有力なサポートになるのではないかと思うので、是非御検討いただきたいというのが1点。

二つ目は、地域ブロックレベルでの支援ということで、スライド29でネットワークに参加される組織の図がございます。こちらに記載されている参加者の皆様は、参加していただくのが当然だと思うのですけれども、比較的腰が重い方々とかお声がけをしていても実際どれだけ動いてくださるのかというところが私には未知数ですので、見当外れになっているかもしれません、私の感覚で言いますと、地域の金融機関、地方銀行さんですとか信金さんですとか、要は普通に貸付けをしていてもビジネスとして成り立たず、地域経済の活性化と発展が生命線になっている方たちをもっと巻き込み、地銀の行員の方が知財の意識を持てるかどうかはともかく、そういったところの啓蒙をするというのは、もしかしたら近道ではないかと思っておりまして、検討いただけたら嬉しいと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。長澤委員、お願いいいたします。

○長澤委員 ありがとうございます。中小企業やスタートアップの支援に関しまして、INPITさんの活動はかなりモニターさせていただいていますが、かなり良い動きができる

いると思います。個別に企業を訪問し、各企業の事情に応じたきめ細かな活動をされている印象です。一つのアイデアだけを支援するのではなく、コアコンピタンスや事業の大きさなど、企業毎に異なる特徴・状況を考慮して支援されていらっしゃるのではないでしょうか。

図面上よく分からなかったのが、特許庁さんが単独で支援されているものと INPIT さんと共同で支援されているものが出でていたと思うのですが、知財専門の委員みたいな方が特許庁単独でいらっしゃるということなのですか。

あと先ほどから話に出てる、簡単に言うと死蔵特許をいっぱい作って、自分の特許だったら勝手にクローズして衰退しても良いと言われている大企業に所属する者として、これに対して一言は話をさせてもらおうと思います。よほどセンスがない大企業の知財担当が特許の死蔵をするのかもしれません、具体的な事例は聞いておらず、私もどのような事例か教えてほしいと頼んでいます。弊社の場合、大学の共願で許諾、事業を諦めたものというのは、例えば第三者に預けて、そこからライセンスを出してもらっていますし、価値のある特許は死蔵させていません。それができない知財担当がいるとしたら非常に大きな問題だろうと思います。

一つ考えてほしいのは、例えば製薬とかキラーソフトとかコアコンピタンスに直結するようなものは自社で実施しなくなるとすぐ分かります。自社で実施しなくなったら、それ特許は他社への活用ができなければ放棄しても問題はありません。放棄する場合、大学との共願であれば、持ち分放棄等をして大学に権利を譲る相談を普通はすると思います。

特許の死蔵による弊害が出でているということをよく聞きますが、一つは分類の問題で、弊社においても保有特許の 6 割は未使用件です。では使用していない特許は死蔵しているかというと、死蔵ではなくて次の新規事業に、必要になるであろう、こういったところの技術も使わなければいけないであろうと考えて、権利を維持しています。そのアイデアが生まれてからビジネスになるまでに最低 10 年ぐらいはかかることが多いわけで、3 年使わなかったから死蔵と言われると、非常に困る分野もあります。もちろん、そうではない分野もあるということを私は理解しています。そのところは一律に決めるのではなくて、弊害が出でいる分野はこういう分野である、そこをちゃんと明確にして決めていけば、恐らく皆様が賛同してイノベーションを盛り上げられるのではないかと思います。

全ての特許はこうであるとか、全ての特許で大企業が死蔵しているというような一括りに議論をしていると、結局はイノベーションの阻害になると思っているところでございま

す。

以上です。

○益分科会長 次は林委員。

○林委員 私はまず 30 ページの人材の多様性、包摂性のイノベーションの促進ということで、これがすごく大切だと思っています。今の私の目の前に移るのは男性の方だけなのです。皆さんはそれを意識していないけれども、これを写真に撮られて、日本の特許庁はこういう人たちです、フィンランドではどうですかとなるのが今の時代なのです。そういう意味で特に女性の管理職、課長とかそれよりも上に行く人の女性を意識的に上げていってほしいというのは、特許庁だけではなくて、日本の省庁あるいは政治に対する強い期待でもありますので、それを一つ最初に言わせていただきます。

その上でもちろん多様性という意味では女性と男性ということだけではないので、幅広い人材が活用されたらいいなと思っています。

もう一つはスタートアップ支援ということで、これは先ほどからいろいろな委員の方がおっしゃっているのですが、弁護士だったり税理士という頭の良い方たちとは私は離れていて、デザインとか地域のスタートアップというところを代表する人間なので、そういう人間にとて今感じているスタートアップというのがどういうものかと言うと、今までには仕事とプライベートが分かれて、仕事の部分で特許を取る、あるいは意匠を取る、知財を取るということがあったのですが、今私が注目している Z 世代のスタートアップは、仕事とプライベートが分割できないのです。まさに生きるということで、生きていく中でライフスタイルとして仕事も取り組んでいるので、仕事とプライベートが分割できなくて、どういうことかと言うと、How というどうやってやっているのかという実装レベルのことではなくて、Why、なぜやっているのかということを問う時代なのです。

あと一つの仕事ということではもうまとまらなくて、二つ三つ当たり前のようにやっているのです。映像のこともやっているけれども、国のスタートアップ支援もやっていて、宿もやっていてという子がどんどん増えてきている。そういう中で一つ考えているのは、先ほど女性の方から銀行、地銀というものにフォーカスしたらどうかというのを私も考えていて、金融公庫と言われるようなところに地域ブロックということもありましたけれども、地方で起業していく人たちは、そういうところに資金を借りる、あるいは最初の口座を作るという形で行く機会が多いので、そういうところに知財の人間が知財を申請するのだったら僕たちのところに来たらいいよということではなくて、こういうものは知財にな

るのだよというようにそれこそプッシュしてあげないと、彼らは残念ながら自立して知財を構築するという意識では全くないのです。なので金融公庫とか地銀と連携するというのが一つかなと思う。

それから、もう一つは知財が変わってきますよね。この間も建築の領域も意匠として捉えましようと変わったように、これから知財の中で文化に立脚した領域がすごく増えてくると思うのです。どのように知財にしたらいいのかということ自体は、私はあまり詳しくないので説明はできないのですけれども、アップルとかも含めて掛け算で知財を取ることも含めて、注目の知財はどのように取られているのかということをまさにオープンに発信していくということが求められているのではないかと思っていて、そういう部分はものすごく特許庁に期待する部分が大きいので、是非お願いしたいと思っています。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。杉村委員と磨委員とオンラインで竹中委員と山田委員をやってからでいいですか。杉村委員。

○杉村委員 御説明ありがとうございます。スタートアップ、それから中小企業支援に関して、14 ページにも IPAS、それからハンズオン支援、27 ページに具体的なことも記載されているところだと思います。

今日は特許庁の分科会なので、特許庁はこれをやりますという形でのご説明を伺いました。主役のスタートアップ、中小企業の人たちから見ますと、特許庁はこれをやってくれる、INPIT はこれをやってくれる、弁理士会はこれをやってくれるということで、窓口や支援がばらばらになってしまっていることが懸念されます。そのようなことがないように、支援関係機関が一緒になって連携をして支援をしていくというのが重要ではないかと思います。従って、先ほど他の委員からご指摘がございましたけれども、例えば 14 ページのプッシュ型訪問や専門家派遣は特許庁だけの支援、個別の支援は特許庁と INPIT だけの支援ではなくて、支援全体について関係機関が全体として連携する方が、スタートアップ、中小企業のニーズに応じた対応ができるのではないかと考えているところです。

特にスタートアップに関して、実際の事例ですが、例えばスーパー早期審査をプッシュされてしまいすると、すぐに特許になって公開されます。そういたしますと、十分なポートフォリオを構築できない事態も生じてしまうことにもなってしまう可能性があります。各スタートアップの事業戦略に応じた知財マネジメント戦略というものが必要になっておりますので、スタートアップに対して早期審査をするのがいいですよと特許庁か

ら示唆されると、スタートアップも特許庁からそう言わされたからやらなければいけないのではないかということにもなってしまって、ポートフォリオが十分に作れないということもあり、現実にこのような状態も起きつつありますので、やはり関係機関が連携して、一緒に支援をしていくというのが重要ではないかと思っているところです。

それから、30ページになりますけれども、イノベーションを起こすためには、ダイバーシティ・インクルージョンを推進していくことが重要だと思いますが、多様性という面ではお互いに違うところを認め合うというところが一番重要だと思っております。ここにPCT、発明者、研究者と書いてありますので、女性も理系中心になった数値であると思います。私が弁理士試験に合格したときは女性は3%以下でしたが、今年は女性の弁理士試験合格者は30%を超えております。そして、大学においても、私は理工学部におりましたが女性は非常に少なかったです。ところが、今は半分近くが女性になっている学科もあるという現実がありますので、これからは日本でも女性の研究者が増えていくだろうと思っておりますし、特許だけではなくてサービス産業においても女性の活躍が日本で増えてきていると実感しておりますので、大きな視点でダイバーシティを推進していくことがよいのではなかと思っております。

それから、私が女性だから言えることかもしれません、女性割合の数値目標を達成するために女性のパーセンテージを上げるというのはちょっと違うのではないかと思っていまして、男女に関係なく。適材適所できちんと人材を活用していっていただきたいと思っています。逆差別にならないような形が必要ではないかと思っているところです。女性だからこのポジションがだめだというのはよくないですが、女性、男性に関係なく、適材適所ということが重要だと思っております。

宣伝になってしまいますが、3月8日がUN、国連の女性デーでございまして、UN JAPANとWIPO JAPANと日本弁理士会で、ダイバーシティ・インクルージョン×イノベーション（知財）でシンポジウムを開催します。特に、AIに関しましてはカナダでスタートアップが集まっている地域がございますので、カナダ大使館の協力も得まして、カナダのスタートアップの女性経営者の方も登壇いただき、また日本のスタートアップの女性経営者等にも登壇していただきまして、UN女性デーのシンポジウムをいたします。参加申し込みは弁理士だけに限っておりませんので、是非御参加いただければと思っています。

最後に、小松委員から御指摘ございましたように、29ページの図を見ますと、いろいろな関係機関がこれから一緒に支援していく図になっているかと思います。私ども日本弁理

士会は全国の信金協会や地銀との連携をかなり前からしておりますし、各地域におきまして銀行や信金のクライアントに銀行や信金の方と各地域の弁理士が一緒に行って、知財を含めた支援をかなり展開してまいりました。

そのような知見が弁理士会にありますので、29ページを見ていただくと、弁理士会が各地方の経産局、そしてINPITとも情報を共有しながら、お互いの強みを一緒に共有して、連携していくという体制が今後期待されるところかと思っています。主役はスタートアップ、中小企業ですので、その方々のニーズに応じた支援を強化していきたいと思っております。

以上です。

○益分科会長 どうもありがとうございます。磨委員、お願いできますか。

○磨委員 IP ランドスケープの話と IR の話を 2 点したいと思います。

IP ランドスケープにつきましては、私どもも曲がりなりに実際に運用していまして、当社の中期計画の中に事業戦略と同時に、知財戦略をどのように組み込んでいくかを一緒に検討させました。

知財の KPI も事業とほぼ比例した形で普通増えますよね。力を入れようという仕事に対しては、知財も増えていかなかつたら競争力がないので、普通に KPI を設定してよと。マーケットが 2 倍になったら知財も 2 倍にするべきではないか、もしくはとても競争が激しいマーケットだったら 3 倍にするべきではないのか、などの議論をさせるようにしています。

先ほども前段の質問のときにはあったのですけれども、AI の活用については、恐らく AI はいっぱい勉強させていかないとなかなか育たないので、既存のビジネスや技術分野に対しては効果があるのだと思うのです。一方、例えば DX やメタバースみたいな話だとか量子の話とか、過去にないマーケットとかポートフォリオを変えようということになると、過去にない技術分野の審査の質やスピードが重要となってくると思います。今のところ新しいものは人間がさばいていかざるを得ないのだろうなと思うと、特許庁さんは世界最速を目指してよく頑張っているなと思っていますが、残念ながら過去にない技術分野の知見をお持ちの方はそんなに潤沢ではないでしょうし、ここを企業としても国としてもどのように力を入れていくかというのが課題だろうなと。

私としては、ここは是非これから御検討をお願いしたいと思っています。どういう形で日本企業のポートフォリオを変えていきながら、新しいビジネスを作り上げるときに、新

しい知財のスピードアップをどうするかということを是非お願いできればと思っています。

IRにつきましては、すばらしいアプローチだなと思って拝聴しました。ちょうど私も昨日、海外の投資家さんと話をする機会があったのですが、IRと知財という話を投資家さん目線で見ると、知財の数でもなければ何を見ているかというと知財の競争力なのです。知財が競争力あるものを持っているかどうかを見ているわけで、結構難しいと思うのですけれども、クオリティと強さみたいなところをどう評価していくかというのはまたこれから大事になってくるのかなと考えています。

と同時に、私どもからすると強い知財はマーケットに影響がある。差別化も図れるということに繋がってきますので、数だけではなくて特許のクオリティをいかに高めていくかということと、企業への要請が高まっているESGとSDGsの視点も含めて両建てで、一緒に知財強化をしていかなければいけないと思っておりますので、是非そういった視点でも御検討いただければと。

以上です。

○益分科会長 どうもありがとうございます。オンラインで参加の竹中委員、山田委員、お願いしたいので、竹中委員、お願いできますか。

○竹中委員 ありがとうございます。主に2点発言させていただきます。

まず1点目は、既に他の委員からも御指摘がありました多様性の問題であります。私のように30年、日本の外で働いていると、特許庁さんだけではなくて、例えば法律事務所のパンフレットですとか企業のパンフレットなどを見ても、同じ年代の人、同じ性別の人ばかりが載っていることに大変違和感を感じます。

これからJP0の取組の中で、多様性、インクルーシブネスも含めて調査研究をすることですけれども、欧米ではもう既にいろいろな実証研究が発表されていまして、特に性別の多様性が研究成果の向上に非常に影響するとか、またテクノロジースタートアップの生き残りに非常に有効な効果を持つという報告があります。

そのために例えばボード・オブ・ディレクター（取締役）の多様性が非常に会社の価値を向上させるという実証研究の報告もあって、機関投資家のアドバイザーたちが多様性の問題を気にしているという状況にあります。

そういうことも全て反映して、USPTO、EPO、EUIPOにおいて、またWIPOにおいても多様性の問題を特別な対策という形で担当者も決めて進行しています。是非特許庁さんも担当部署を決めて、ほかの庁に負けずに進行してもらいたいということです。

2点目ですけれども、エコシステムの中で例えば知財に基づくファイナンシングの話も先ほど出ましたが、流動性ですか市場の形成におきましては、知財の評価が非常に重要になります。ちょうど今朝、USのLESの知財評価スタンダード設定委員をしている友人から、今日US LESとしてのスタンダード案が採択されたと教えてもらいました。この友人から聞いていた話ですけれども、日本からの標準設定議論への参加があまりないということです、USと欧州のLES委員を中心に進めているということです。

この後、USについてはアメリカの標準委員会、STの方に、またEUはETSIの方に標準として公表されることになるかと思いますけれども、日本はどこがイニシアチブを持って評価の基準をつくるのか明らかでありません。この標準設定でも日本が出遅れてしまうのではないかということを気にしています。イニシアチブを取るのが果たして特許庁になるのか、それとも産業界なのかというところは私には分かりませんけれども、今日ちょうどそういう情報を入手したので、ここで共有したいと思います。ありがとうございました。

○益分科会長 どうもありがとうございます。山田委員、お願いできますでしょうか。

○山田委員 地方のものづくり中小企業としてお話をさせていただきたいと思います。

資料の13ページ、14ページのハンドオン支援、スタートアップ、大学、地域中小に対する支援は非常に有り難く、今後も進めていただきたいと思います。

一方で、中小への知財の意識アップについては、最近始まったことではなくて、結構何年も前から言われ続けています、昨日も東北地方の知財戦略会議に出ていたのですけれども、各県や行政が相談窓口の充実、セミナーなど様々な支援策を何年もやっているのですが、その効果が実際どのくらい出ているのだろうかと感じています。

ただ、ここ数年、全体の出願件数が減っている中でも、中小企業の出願件数は減っていないという御説明もあり、もしかすると少しずつでも新規に特許、商標を出願し始めている会社もあるのだろうかとちょっとした期待も持っています。できればいろいろな角度からの数字分析をしていただければと思います。

成果が出ていればもちろんいいのですけれども、もし出でていないようであればやめましょうということではなく、なぜ出でていないのか、どういう方策であればもっと成果が出るのかを是非検討していただければと思います。中小企業は300万社あり、第二創業など新しいことにチャレンジしているところも多数あり、それらもスタートアップというカテゴリーに入っていると思いますが、そういうところから更にイノベーションが起きるように、サポートをお願いしたいと思います。

それから、33ページにあった地域ブロックの支援機関の連携ですが、宮城県の中でも支援機関がたくさんあります。いろいろ支援していただけるのは非常に助かるのですけれども、どこに相談に行くと何が分かるのかというのが中小の側からだとなかなか見えないことが多いのは確かです。先ほど杉村委員がおっしゃったように、特許庁、INPIT、弁理士会、のどこに相談に行ったらいいのかというのは確かにあります、そこがもう少しスマーズに分かるように、何か所かに行ってようやく分かるというのではなくて、プッシュ型で支援していただけだと、確かに速いのではないかと思っています。

また地域でうまくいった事例などがあれば、参考になります。

最後に地銀の話が出たのですけれども、弊社も実は昨年、地銀さんに知財ビジネス評価書を作り、それを基に融資に繋げるというのをやりまして、地銀の中でも第1号だったらしく、新聞にも取り上げられました。そのときはたまたま弊社の担当の支店長様が非常に感度が高くて、今こういう仕組みがあるといって、それを取り入れてくださって進んだのですけれども、全ての支店長さんが感度が高いとはまだ思えないで、是非地銀の方、いろいろな金融機関への啓蒙は進めていく必要があると思っています。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。時間が押して大変申し訳ございません。柳川先生、御発言あれば。

○柳川委員 時間が押しておりますので一言だけ。知財エコシステムの協創に向けた今後の取組はどれも重要なところだと思います。なので付け加えることは皆さん御指摘になつたとおりなのですけれども、ある程度知財の専門性を持った人材をどうより広い形で活用させていくかという人材をどれだけ世の中に増やしていくかというのが、結局知財エコシステムの中の大きな肝だと思います。

非常に専門的な方を増やすのも大事なのですから、そうではなくて知財はおよそこういうもので、これをもうちょっと現場、あるいは企業、スタートアップ、地域でどう使っていいかいいのかという裾野を広げるような取組が考えてみると誰もやっていない、誰もやれない、ある意味で特許庁だからこそやれるところだと思いますので、その辺りを是非重点に考えていただければ。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。最後、オンラインで御参加の田村委員、ございましたら御発言よろしくお願ひいたします。

○田村委員 田村です。途中から参加で恐縮です。

最初はあまり聞いていなかったのですけれども、とりわけ皆さん強調していたのは任期付任期付審査官についての体制の維持は是非お願いしたく思います。

あとは知財システムについても柳川先生のおっしゃるとおりだと思いました。

以上です。

○益分科会長 蘆立委員もオンラインかな。いらっしゃいますか。

○蘆立委員 蘆立です。ありがとうございます。私もほかの委員の先生方と同じで、審査官の確保については是非御配慮いただきたいと思っています。

それから、大学への支援に関しましては、様々な御支援を頂いておりまして、知財の活用に関してはうまく回り始めているところでありますので、これを止めないような形では非継続していただければ非常に有り難いと考えています。

以上です。

#### 5. 特許・意匠・商標制度小委員会の報告

#### 6. 財政点検小委員会の報告

#### 7. 不正競争防止小委員会の報告

○益分科会長 ありがとうございます。大変申し訳ございません。アレンジが悪くて。あと一つ、特許・意匠・商標制度小委員会の報告があるのですが、時間もあれなので項目だけ御紹介いただけますか。

○仁科企画調査課長 知財分科会の下に幾つかの小委員会がございまして、資料 5 から 7 に報告事項がまとまってございます。今最終報告書の取りまとめに向けまして準備中の段階でございますので、今日参考資料としてお示ししているものは全て案の状態になってございます。

各資料としましては、資料 5 には特許、意匠、商標の各小委員会の報告をまとめさせていただいてございます。また、資料 6 には財政点検小委員会の内容につきましてまとめてございます。さらに、不正競争防止法につきましても法改正に向けた検討を行っておりまして、不正競争防止小委員会の報告につきましては資料 7 にまとめてございます。

以上でございます。

○益分科会長 大変申し訳ございません。今日何年かぶりにこうやって会ったので、皆さ

んにたくさん貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

多岐にわたったコメントがあったので、特許庁からどうしてもこれはコメントしておいた方がいいということがあればお願ひできますか。

○仁科企画調査課長 時間が超過しておりますけれども、増島委員から御指摘のありました知財エコシステム全体の価値の最大化は当庁を含め関係者も御指摘のとおりと認識しているかと思いまして、増島委員にも御参画いただいておりますモデル契約書の策定も、そういういた発想に基づいてやらせていただいております。

また、他省庁との連携につきましても、内閣府や委員が挙げられた独禁法を所管する公取とも連携を取りながらやらせていただいておりますので、引き続きやらせていただこうかと思っております。

出雲委員から御指摘のありました共有特許の死蔵化がないようにということでございましたけれども、そういういた御指摘を受けまして、特許庁としましても開放特許データベースをより利用しやすくする方向で変えていきたいと思っておりますので、検討を進めてまいります。

また、小松委員、林委員、曇委員からございましたGXTIだけではなくて、いろいろな技術についても、ポートフォリオ分析をするためですとか、注目特許の取られ方を知つてもらうために公表していった方がいいのではないかという御指摘がございましたが、こちらにつきましては、スライド10に記載しております技術動向調査として特許庁でやらせていただいておりまして、幾つか注目した技術を選択し、その中で注目特許は何かだとか、どういった特許が取られているのかという分析をさせていただいております。曇委員から御指摘のあった量子技術につきましては、来年度調査をさせていただく予定でございます。

さらに、金融機関との連携につきましては、先ほど山田委員から御指摘のございました地域金融機関との連携という観点から、知財ビジネス評価書という取組を行っておりますので、地域金融機関と連携を強化するという観点から引き続き取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○益分科会長 最後急に巻いてしまいましたけれども、時間も超過しております、大変申し訳ございません。本日予定されております議事は以上とさせていただければと思います。事務局からありますか。

○仁科企画調査課長 議事録については事務局で作成しまして、後日委員の皆様に確認を

お願いさせていただきます。

○益分科会長 事務局には、本日出た意見を踏まえて、特許行政の新たな施策の検討や見直し、本当に貴重な御意見頂きました。スピード感を持って進めていただくということでは是非お願いいたします。

また、その際、今日小委員会の報告は少し不十分だった点もございますが、小委員会での検討をお願いいたします。

また、次回の分科会の日程等につきましては、改めて事務局から連絡させていただきます。

#### 8. 閉 会

○益分科会長 以上をもちまして、産業構造審議会第 18 回知的財産分科会を閉会させていただきます。本日は、長時間の御議論大変ありがとうございました。オンラインで参加の皆様方も大変ありがとうございました。